

青森県立中央病院で使用する電気の供給 仕様書

本仕様書は、青森県立中央病院で使用する電気の供給について定めるところによる。

1 概要

- (1) 需要場所 青森市東造道 2-1-1 青森県立中央病院
- (2) 業種及び用途 医療・保健（病院）

2 仕様

- (1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、常用発電設備、非常用自家発電設備

- ア 電気方式 交流 3 相 3 線方式
- イ 標準電圧 常時供給 60,000 ボルト、予備電源 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧 常時供給 60,000 ボルト、予備電源 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50 ヘルツ
- オ 常用発電設備 あり（系統連係あり）
太陽光発電設備 50.0 kW
- カ 非常用発電設備 あり（系統連係なし）
高圧 2000 kVA×1 台、低圧 375 kVA×1 台、低圧 200 kVA×1 台
- キ その他 自動力率調整装置

- (2) 予定使用電力量、契約電力、予備電力契約、力率

- ア 予定使用電力量 11,911,500 キロワット時
(令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの使用量見込み)
- イ 契約電力 2,700 キロワット
(契約上使用できる最大電力であり、30 分最大常用電力計により計量される値がこれを超えないものとする。)
- ウ 予備電源契約 2,700 キロワット
(常用供給設備等の補修または事故等により生じた不足電力の補給のため、常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給する。)
- エ 力率 平均 100% を予定

- (3) 契約期間の電力消費計画

別紙「月別電力使用計画」及び別添「R6 電気使用計画 (60 分)」参照

- (4) 需給開始日、使用期間

- ア 需給開始日 令和 6 年 4 月 1 日
- イ 使用期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

- (5) 需給地点

- ア 常用供給：変電室内に施設した断路器電源側接続点
- イ 予備電力：構内第 1 柱に施設した気中開閉器の電源側接続点

- (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ

(7) 保安責任分界点

需給地点と同じ

(8) 供給方法

青森県立中央病院で使用する電気の需要に応じて全量供給するものとする。

(9) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とする。但し、1日に検針を行うことができない場合は翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(10) 検針方法

電力供給会社の検針方法による。

なお、現行の常時供給の検針方法（一般送配電事業者の計量装置）は、自動検針である。

(11) 料金体制

代金の算定基礎となる料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など、各社ごとに設定することができるものとする。

なお、料金等の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点第1位を四捨五入する。

ウ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(12) 力率

ア 供給者は、契約期間における月毎の平均力率により、力率割合及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、青森県の供給区域とする旧一般電気事業者が定める電気標準約款等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（力率が進相となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率 (\%)} = \left\{ \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \right\} \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(13) 燃料費調整

原油価格等の変動により、供給に要する発電原価が変動し、料金への反映が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整は、入札時に供給者が青森県立中央病院に提出した算定方式により算定し、燃料費の調整を行うこととする。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

国の定める再生可能エネルギー発電促進賦課金により、料金への反映が必要となった場合、発行後直ちに、供給者が定める供給約款の規定により料金への付加調整を行うものとする。

(15) 契約超過金

青森県立中央病院は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めによる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、契約超過金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(16) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとし、電力料金として支払うものとする。

なお、精算金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(17) 支払方法

供給者は、使用料金の算定後すみやかに代金の請求を毎月行うこととし、青森県立中央病院は原則として供給者が定める供給約款等の規定に基づき、供給者の指定する日までにその代金を銀行振込（口座振替）で支払うものとする。

(18) その他

- ア 供給実施に際しての条件等詳細については、落札締結後する電気調達契約書において定める。
- イ 電気使用計画については、実績にて算定しているが、年間の使用実績が使用計画に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。
- ウ CO₂排出係数（燃料別）及びRPS導入率の実績値を報告すること。
- エ 燃料調整額単価は、令和5年12月分適用の各社の調整額単価を基準として入札を行い、契約後実際の値を適用する。
- オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、1.40円/kwh（税込）とし、契約後実際の値を適用する。
- カ 契約書・本仕様書に記載なき事項あるいは、どちらかが異議を申し立て、または疑義を生じたものについては、旧一般電気事業者の電気標準約款等を参考に、その取り扱いを双方協議の上で決定するものとする。

月別電力使用計画

年	月	予定最大需要電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)	力率 (%)
令和6年 (2024)	4	1,900	906,100	100
	5	2,050	918,400	100
	6	2,350	937,000	100
	7	2,600	1,126,100	100
	8	2,690	1,165,100	100
	9	2,650	1,002,900	100
	10	2,000	916,200	100
	11	2,000	915,400	100
	12	2,250	1,035,900	100
令和7年 (2025)	1	2,350	1,076,400	100
	2	2,250	963,600	100
	3	2,000	948,400	100
計	—	11,911,500	—	

※ 詳細の月別電力使用計画は、別添「R6 電気使用計画（60分）」を参照のこと